

一般ガス供給約款をご契約中のお客さまへ

いつも浜田ガスをご利用いただき、まことにありがとうございます。

現在一般ガス供給約款でご契約いただいているお客さまにつきましては、ガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成 30 年 3 月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。

対象契約のお客様

一般ガス供給契約のお客様

対象外のお客様

(家庭用ガス暖房契約、家庭用ガスセントラルヒーティング契約、家庭用空調契約、家庭用コージェネレーションシステム契約)

変更のポイント

- ① ガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者が別途定める契約条件に基づき、一般ガス導管事業者に申し込みをしていただきます。
- ② 当社は、一般ガス供給約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の約款に異議がある場合、解約することができます。
- ③ 約款変更の際は、その変更内容をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ④ その他、ガス事業法令の改正に伴う制度変更により、一般ガス供給約款を変更しています。
※変更後の供給条件（一般ガス供給約款）は当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。（書面をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。）
- ⑤ 変更契約年月日：平成 30 年 3 月 1 日

※この度の変更はガス事業法の改正に伴い、約款の一部を変更していますが、ガス料金やお支払方法等についても、従来通り変更はございません。上記内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

都市ガス小売の全面自由化について

● 都市ガス小売全面自由化および供給地点特定番号のご説明

- ・ ガス事業法の改正に伴い、平成 29 年 4 月から都市ガス小売の全面自由化が実施され、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択できるようになりました。
- ・ 当社には、当分の間ガス料金（一般料金）に対する従前の規制が継続することとされていましたが、平成 30 年 3 月 1 日をもって規制が解除されました。したがって、これまで当社は、一般ガス供給約款について経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります※。

※お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として最終保障供給の制度も併せて措置されています（改正ガス事業法第 51 条）。

最終保障供給をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。

- ・ 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。
- ・ 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」(8桁)が設定されています。
- ・ 「供給地点特定番号」は、「ご使用量のお知らせ(検針票)」などでお知らせしておりますので、ご確認ください。
- ・ 当社は、都市ガス小売の全面自由化を大きなチャンスと捉え、お客さまにお喜びいただける新料金プランや新サービスを順次拡大していくべく精一杯努力してまいります。
- ・ 今後とも、浜田ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(注) なお、**本契約の変更に関して、お手続きは不要**です。

(ご参考) ご契約内容の概要について

■ 料金単価表

名称	区分		基本料金	基準単位料金
一般契約	A	0~24 m ³	839.16 円	236.79 円/m ³
	B	25~62 m ³	1191.24 円	222.10 円/m ³
	C	63~126 m ³	1791.72 円	212.41 円/m ³
	D	127 m ³ ~	2857.68 円	203.95 円/m ³

- 上記の料金は早収料金(すべて税込)です。支払義務発生日(検針日等)から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金(3%割増)となります。
- 実際に適用する単価(円/m³)は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目(支払期限)までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきますことがあります。
- 詳細は、当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください(書面をご希望の場合はご連絡ください)。
(URL <http://www.hamadagas.co.jp>)

■ 契約変更時の取扱いについて

当社は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます(変更のポイントを参照ください)

浜田ガス株式会社

島根県浜田市熱田町2 1 3 5 - 7

TEL : 0855-26-1010